

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成25年11月15日京都市条例第61号）（建設局土木管理部自転車政策課）

- 1 市民にとってより分かりやすい運用を実現するため、自転車等駐車場において行ってきた、自転車の定期駐車券に係る利用料金の上限額を、これら以外の者より低廉な額とする運用について、条例に制定することとしました
- 2 次のいずれかに該当する者に対して交付される自転車の定期駐車券に係る利用料金の上限額を2,500円に設定することとしました。
  - (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
  - (2) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
  - (3) 京都市乗合自動車旅客運賃条例第11条第2号又は京都市高速鉄道旅客運賃条例第9条第1項第2号に規定する養護児童
- 3 阪急電鉄株式会社が松尾駅の名称を松尾大社駅に変更することに伴い、松尾駅自転車等駐車場の名称を松尾大社駅自転車等駐車場に変更することとしました。
- 4 その他規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 25 年 1 月 15 日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 61 号

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

京都市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「に規定する回数券」を「の回数券」に、「又は第 8 条第 1 項に規定する定期駐車券」を「、第 8 条第 1 項の定期駐車券又は第 9 条の自転車共通一日駐車券」に改める。

第 8 条第 1 項中「、必要があると認めるときは」を削り、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第 3 項第 1 号を次のように改める。

(1) 自転車 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア イに掲げる者以外の者 2,700 円

イ 次のいずれかに該当する者 2,500 円

(ア) 学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校に在学する者

(イ) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(エ) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

(オ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 2 条第 3 項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者

(カ) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

(キ) 京都市乗合自動車旅客運賃条例第11条第2号又は京都市高速鉄道旅客運賃条例第9条第1項第2号に規定する養護児童

第13条を第14条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

(自転車共通一日駐車券)

第9条 京都市観光駐車場条例第8条第2項に規定する自転車共通一日駐車券の交付を受けた者が京都市御射山自転車等駐車場に自転車を駐車させるときは、利用料金を徴収しない。

別表第1京都市松尾駅自転車等駐車場の項及び別表第2(1)の項中「京都市松尾駅自転車等駐車場」を「京都市松尾大社駅自転車等駐車場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、市規則で定める日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)